

奈良県告示第二百七十七号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定による認定をした救急病院は、次のとおりである。

令和二年十一月六日

奈良県知事 荒井正吾

名称	所在地	認定が効力を有する期限
医療法人和幸会阪奈中央病院	生駒市俵口町七四一番地	令和五年十月三十一日